

# 商品デリバティブ取引に係るヘッジ会計、見直しへ

—IASB—

去る4月14日、企業会計基準委員会は第285回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

## IFRSのエンドースメント

第11回IFRSのエンドースメントに関する作業部会(本誌2014年5月1日号(No.1379)情報フラッシュ参照)の検討状況が報告され、事務局から提示された、仮に修正等した場合にどのような条項となるかの資料をもとに、審議が行われた。

特に「資本性金融商品のOCイオプション」に関して「減損の要否判定における時価の下落率」、「退職給付に関する再測定部分」に関して「計算基礎の決定の際の重要性基準」などとして、日本基準同様の数値基準が示されていることに対し、意見が相次いだ。

「あくまでIFRSと考えると、概念フレームワークとの整合性が取れないのでは」、「日本基準の数値基準を入れると国際的に説明が難しくなる」、「基準の修正としては数値基準は入れずに、ガイドライン等で示すこ

## 基準諮問会議からの提言への対応

とでよいのでは」などといった意見がある一方で「数値基準が入っていてもよい」、「数値基準を入れることにより懸念が生じるのは確かだが、最終的には実務上の利便性との比較考量となるのでは」といった意見もある。

今回の委員会で新規テーマとして提言が行われた、商品デリバティブ取引に係るヘッジ会計の限定的な見直しについて、事務局から新規テーマとすることが提案され、承認された。

なお、金融商品およびヘッジ取引に関する専門知識が必要となることから、金融商品専門委員会でも対応することとされている。

## 国際会計

# マクロヘッジに関するデイスカッション・ペーパー公表

—IASB—

去る4月17日、IASBは、

「オープン・ポートフォリオ」に含まれるヘッジ対象のリスク・ポジションを一定の許容レベルになるようヘッジ対象のリスク・ポジションの変動に対応してヘッジ手段を調整する、動的(Dynamic)な活動を扱うものである。本DPPは銀行がヘッジするポートフォリオ金利リスクを主な事例として議論が進められているが、検討されているアプローチはいかなるリスクについても動的なポートフォリオをもとにヘッジする企業にも適用可能とされている。

「あくまでIFRSと考えると、概念フレームワークとの整合性が取れないのでは」、「日本基準の数値基準を入れると国際的に説明が難しくなる」、「基準の修正としては数値基準は入れずに、ガイドライン等で示すこ

## DPP公表の背景

現行のヘッジ会計は、IAS 39号「金融商品：認識及び測定」または2013年11月に公表された一般的なヘッジ会計を含むIFRS 9号(2013年版)に規定されている。現行のヘッジ会計は、ヘッジ手段・ヘッジ対象の個別指定およびポートフォリオ内の項目の追加や入替えのないクロズド・ポートフォリオ(静的なリスク管理)を前提としている。IAS 39号のなかにポートフォリオの金利リスクの公正価値ヘッジ(マクロ公正価値ヘッジ・モデル)に関する規定があるが、銀行などの動的リスク管理に適用することは実務上困難であることが指摘されている。IASBの目的は、IAS 39号のマクロ公正価値ヘッジ・モデルに代わり、金利リスク以外のリスクにも適用可能な新たなマクロヘッジ会計モデルの開発である。

## DPPで提案されているアプローチの概要

本DPPは、企業の動的リスク管理活動に関する会計処理としてポートフォリオ再評価アプローチ(Portfolio Revaluation Approach (PRA))を提案している。会計処理を含め、PRAの概要は次のとおりである。

・動的に管理されているリスク

(たとえば、ベンチマーク金利リスク)の変動のみについて管理されているネットのオープン・リスク・ポジションを再評価し、再評価の結果生じる価値変動を純損益に認識する。この再評価は動的に管理されているリスクのみを対象とするため公正価値モデルではなく、現在価値法に基づくものである。他のリスクの影響に関連する収益・費用は該当するIFRSに従って会計処理される(たとえば、貸付マージンなどは発生基準により収益認識)。

・前記リスクを管理するために使用されるリスク管理手段(デリバティブ)から生じる公正価値変動を純損益に認識する。

・純損益に認識された前記のネットの影響によって、企業の動的リスク管理の成果がとらえられる。

PRAは企業のポートフォリオ・リスク管理活動をより忠実に表現するとされているが、適用にあたっては、再評価の対象となるエクスポージャーの範囲や再評価の測定をはじめとして多くの問題もある。DPPでは、セクション(9セクション)ごとに計26の質問に対するコメントを求めている。

# IASBの修正案へのコメント、検討

IASB J、ASAF対応専門委員会を開催した。

2014年3月ASAF会議の報告

概念フレームワークとリリースについて、重点的に審議された。概念フレームワークのなかで、IASBのリリースマイヤー理事作成のペーパー（本誌2014年3月10日号（No.1374）情報フラッシュ参照）に対し、各メンバーから「営業利益が表示されるべきとしている点等に同意するが、純利益・OCI情報を改善しようとせず、削除しようとしている点には同意しない」、「ASBJの2013年12月会議のペーパーとともに検討が行われることを期待したい」という声が上がった。

## IASBの修正案へのコメント検討

IASBは3月25日、現行の表示および開示の要求事項に関して指摘されている懸念のいくつかに対処し、財務諸表作成者や監査人等が会計基準を適用する際に判断を行使できるように

するために、IASB1号を明確化する限定的な修正を提案している。

開示に関する取組みの成果としての修正案は、次に関するものである。

- (1) 重要性と集約
- (2) 財政状態計算書ならびに純損益及びその他の包括利益計算書
- (3) 注記の構成
- (4) 会計方針の開示

そのなかの「重要性と集約」について、ASBJは次のようにコメントの方向性の案を示した。

財務諸表利用者による財務諸表の理解可能性の向上に資すると考えられ、提案を支持する。ただし、提案されている内容のみでは実務に対する影響は限定的であり、開示量が必要以上に多くなっている

ため効果的なコミュニケーションが阻害されるという関係者からの懸念には十分に対応できないと考えられる。

このため、我々は、「重要性」に

もうじき、3月決算企業の株主総会の季節がやってくる。多くの日本企業では6月末に株主総会の開催日が集中する。これは、総会屋と称する人たちが株主総会を牛耳っていた時代の名残かもしれない。単純に、1日に出席できる株主総会の数は限定的になるからだろう。

一方で、米国の株主総会は日本とは事情がかなり異なるようだ。カラフルで見栄えがよいリアル・レポートが株主に配布され、役員と株主が和やかに歓談するのが米国の株主総会であると聞いたことがある。このような違いの原因はなんだろうか？

米国では、米国企業は州の会社法への準拠を求められるが、通常、株主総会の日程には法的な縛りはほとんどない。株主総会開催にあたっては、日本と同様に招集通知が株主に送付される。株主総会で株主投票が行われる場合には、1934年証券取引引委員会（SEC）の「Schedule 14A」を提出しなくてはならない。

「Schedule 14A」には、株主への招集通知が含まれる。「Schedule 14A」は、すぐにSECにより公開されるので、誰でも「Schedule 14A」を提出した会社の招集通知を見るこ

とができる。ゼネラル・モーターズ（GM）を例にとると、2012年12月決算期の招集通知は、2013年4月25日に株主に送付されている。GMは「Schedule 14A」をSECに提出しており、招集通知には、株主総会の期日が6月6日であることが示されている。決算日から5カ月も経過している株主総会の日付に驚かれるが、日本の株主総会の最重要事項である配当の決定を米国の会

社法では、取締役会が行うことができる。したがって、米国の株主総会の議案は、取締役の選任だけの場合もある。また、米国の有価証券報告書に相当する年次報告書10-Kを、GMを含む時価総額700百万ドル以上の企業は決算日から60日以内に提出しなければならない。昨年度のGMの場合、2013年2月15日に年次報告書10-KをSECに提出しており、決算日



から46日目であるから、かなりのスピードである。一方、日本では、会社法上、株主総会をいつまでに開催すべきという規定はない。しかし、配当のための基準日を設け、その基準日の有効期限との関係から決算日から3カ月以内に開催し、3カ月の期日である6月30日より前の数日間、しかも平日に株主総会を開催するのが一般的である。

また、監査意見の付された財務諸表を含む有価証券報告書の提出期限は、決算日から3カ月以内と決められており、株主総会の開催日と同日に提出する会社が多い。

このように、日米の株主総会の違いの理由の1つは米国と日本の法令の違いにあるといえるが、法令の違いだけではない理由もあるのではないだろうか？ 決して総会屋ではない複数の3月決算企業の株式を保有する投資家は、集中日をどう思っているのか。自分たちの権利を阻害されていると思うのではないだろうか。日米の株主総会の違いの本質は、個人株主が少ない日本企業の株主を企業側がどのように考えているかにあるような気がしてならない。

長谷川 茂男（中央大学専門職大学院特任教授）

ついで中期プロジェクトとして提案されている取組み(重要性の概念について整合的な判断がされるよう、監査人や規制当局との連携のうえ、重要性の判断に関する

教育文書を開発する)が早期に行われるように期待する。

今回は、5月21日開催予定。

## 会計

# 3つのグループ分け案をもとに審議、開始

去る4月22日、企業会計基準委員会は第3回税効果会計専門委員会を開催した。

### 今後の検討の進め方

事務局より、専門委員から寄せられた課題が広範囲にわたっているため、各論点の検討にあたり、グループ分けしたうえで検討順位を決定してはどうかという提案がされ、次の3つのグループ案が示された(検討順位はグループ1→2→3)。

- グループ1…繰延税金資産の回収可能性に関する論点以外で重要と考えられる論点
- グループ2…繰延税金資産の回収可能性に関する論点のうち、重要と考えられる論点
- グループ3…個別の特定の取引に関する取扱いなど、グループ1・2以外の論点(組織再編、グループ税制、開示等)

ASBJ、税効果会計専門委

今後の検討の進め方については、第286回企業会計基準委員会でも引き続き検討がされることとなっている。案段階ではあるが、グループ1から議論が始められた。

### 未実現損益の消去に係る税効果

グループ1のうち未実現損益の消去に係る税効果について、専門委員から次の課題が寄せられた。

- ・税効果会計基準が採用している資産負債法の例外として取り扱われている点について、こ

- の取扱いを継続すべきかどうか
- ・未実現利益に係る一時差異と会計処理および未実現損益に係る一時差異の認識の限度
- ・未実現利益の消去に係る一時差異の認識の限度額

現行の実務指針の取扱いについて、実務上の問題があるとの指摘はなされていないものの、対応案として事務局から次の2案が提示された。

- 案1…現行の実務指針の取扱いを維持する
- 案2…現行の実務指針の取扱いを資産負債法による処理に見直す

案2については「IFRSの取扱いとコンパジェンスする結果となる」「原則とされている資産負債法と整合する」というメリットがあるとされている。

## 金融

# 中央銀行によって覆い隠される国債市場の下値不安

欧州各国の国債利回りが低下している。こうしたなか、政府債務の危機的な状況から一時固

債人札が中断されていた各国での入札・募集の再開が相次いでいる。

## 経理用語の豆知識

### 子会社の取得関連費用



取得関連費用は、連結財務諸表においては発生した連結会計年度の費用として処理することになる。一方、個別財務諸表においては取得時における付随費用は取得した金融資産の取得原価に含めることになる。

また、連結財務諸表において株式の段階取得により支配を獲得する場合には、支配獲得前に保有していた株式の取得原価に含まれている付随費用は段階取得に係る損益として処理されることになる。個別財務諸表において、株式の段階取得により支配を獲得する場合には、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額をもって被取得企業の取得原価とすることになる。

段階取得に係る損益は、その他有価証券として分類していた場合には支配獲得日における時価と支配獲得直前の当該株式の適正な帳簿価額との差額、関連会社株式として分類されていた場合には支配獲得日における時価と持分法による投資評価額との差額、になる。

ギリシャでは4月10日に5年債を起債し30億ユーロを調達、4年振りの中長期債の起債となり、ポルトガルでは4月23日、3年振りに10年物国債の入札実施で最大で7億5千万ユーロを調達する。また、アイルランドは1月に、欧州連合(EU)などからの金融支援脱却後としては初めてとなる10年物国債の募集で、37億5千万ユーロを調達している。

このように、かつて欧州債務危機を反映して利回りが急上昇、債務不履行の懸念が台頭していた各国国債の起債が再び市

場で行われるようになったのは、投資家のこれらの国債への投資意欲が旺盛なためだ。その理由の1つには、これら各国の財政収支の改善やGDP成長率の伸びといった経済のファンダメンタルズ改善もあるが、最大の買い安心材料は中央銀行の積極的な支援だろう。

世界的なデフレーションの流れのなかで、ここ数年の国債利回りは日本、欧米ともに低下傾向が目立ち、例外として欧州債務危機で注目された南欧諸国など、一部の国の国債利回りが高止まりしていたのが実態だっ

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2014年4月14日	財務省令第41号 法人税法施行規則の一部を改正する省令等	財務省	平成26年度の税制改正に伴い、法人税の申告書別表等を改正するもの。地方法人税の申告書としては、8つの別表が公布されている。	—
2014年4月16日	改正版「会計監査人との連携に関する実務指針」	日本監査役協会	日本公認会計士協会との共同研究報告の2013年11月の改正を受け、不正リスク対応等を盛り込み、改正したものの。	—
2014年4月18日	金融庁告示第69号 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件	金融庁	国際会計基準審議会が2013年11月1日から同年12月31日までに公表した国際会計基準に則して、一部改正が行われたもの。	—
2014年4月18日	自主規制・業務本部 平成26年審理通達第2号 「EDINETで提出する監査報告書及び財務諸表等に関する監査上の留意点」	JICPA	2013年9月から新EDINETが運用開始になったことに伴い、EDINETで提出する監査報告書および財務諸表等に関する監査上・監査人の留意点について取りまとめたもの。また、審理通達2号の公表に伴い、リサーチ・センター審理情報(No17)「電子開示制度により有価証券報告書等を提出する場合の監査上の留意点について」および「EDINETにより有価証券報告書等を提出する場合の実務上の留意点に関するQ&A(中間報告)」が廃止された。	—
	IT委員会研究報告第44号 「新EDINETの概要とXBRLデータに関する監査人の留意事項」			—

た。しかし、欧州中央銀行(ECB)のドラギ総裁が2011年11月に就任し、「ドラギマジック」といわれた無制限に国債を購入するプログラム(OMT)や長期流動性供給オペ(LTRO)で当面の危機を救い、デイスインフレ傾向に歯止めをかけるために徹底した金融緩和の姿勢をみせ続けている点、基本的な相場の下支え要因となっている。

そのため正確には、欧州債務危機の懸念が根本的に払拭されたというより、中央銀行の政策によって覆い隠されているというのが実態であり、この点では日本の国債市場に似た側面がある。したがって、デイスインフレの終焉など中央銀行の政策の前提が変われば、新たな局面を迎える可能性が高まる状況だ。

また、新規公開株への影響も懸念される。2013年は株価回復の過程で新規株式公開(IPO)が58社に達し、2012年に比べ13社増加した。しかも、初値が公開値を上回るケースが多く、好成績を取った投資家が市場の先行きに自信を深めるといふ好循環が始まるのではないかと、という期待が高まった。

証券

前年水準に並びそうな平均株価

ここ2、3カ月間、世界の主要国の株価はボックス圏の動きになっているようだ。株価は上

おり、株価の方向性がまったく異なる。

へいくのか、下へいくのか、方向感のはっきりしない状況が続いている。世界経済の回復、成長がもたついているうえ、ウクライナ情勢の緊迫化、資源・エネルギー需給への懸念が投資家心理を動揺させているようだ。

アベノミクス登場後、平均株価は一時50、60%も前年水準を上回る局面もあったが、今や終焉の時期を迎えつつあるということだろうか。市場関係者、政策当局はもつと危機感を持つ必要があると思う。

最近の株価の膠着状態を打開してくれる材料としては、機敏な政策対応の実現、消費税率引上げ結果が懸念を帳消しするような内容になる、まもなく本格化する2013年度決算と2014年度予想が嬉しいサブライズを伴う、などが指摘できよう。最も可能性のありそうなものとして、やはり強い政策対応を求めたい。政府・日本銀行は現実を深刻に受け止めて行動して欲しい。

日本株価もボックス圏の一角にあるが、ボックスの幅が他市場以上に大きく、下がった場合の打撃が大きい。その結果、株価水準はいつの間にか前年レベルとさほど変わらぬようになってきた。昨年4月は勢いよく上昇を続けた局面であったのに対し、今年はずり下がりが目立って

このままボックス圏の動きで推移すれば、期末の資産評価で損失を計上せざるを得なくなり、業績の悪化、最終利益の減少へつながっていく。現在、株価が下がれば、好調な企業収益に支えられて割安感が生まれ、やがて株価は回復するといった期待が語られることがあるが、その根拠が崩れてしまうのであ

る。